

# 公 告

## (参加意思確認公募)

リロ・パナソニックエクセルインターナショナル株式会社が、独立行政法人国際協力機構から委託され実施する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関するお問い合わせは、リロ・パナソニックエクセルインターナショナル株式会社国際協力事業ユニット（電話：06-6206-1014／メール：[eico-jtr@relo.jp](mailto:eico-jtr@relo.jp)、担当：森）宛にお願いします。

2019年1月24日

リロ・パナソニックエクセルインターナショナル株式会社  
代表取締役 沼田 克司

**2019年度「ベトナム日本人材協力センター（VJCC）経営塾  
（第11期・12期経営塾グループ3）本邦研修企画」に係る  
参加意思確認公募について**

リロ・パナソニック エクセルインターナショナル株式会社（以下「RPE」という。）は以下の業務について、様式のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、RPEが独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）から委託されている「ベトナム国ベトナム日本人材協力センター（VJCC）ビジネス人材育成・拠点機能強化プロジェクト業務実施契約」において実施する、VJCCのビジネスコースである経営塾の受講生に対し、所定の案件目標を達成するべく、経営管理に関する必要な知識の習得や日本企業とのビジネスネットワークの構築を図るための本邦研修に関する企画を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人 九州・アジア経営塾（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、九州において、アジア経済の未来を担うビジネスリーダーを育成するため、九州の民間企業、経済団体、自治体、大学等の幅広いネットワークを活用し、多数の研修プログラム作りを実施してきた機関であり、2004年から経営塾プログラムを開設し修了生との交流会を行うことができます。これらの実績から、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

別添の通り。

## 2 応募要件

### （1）基本的要件

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できるもの。
- ② 九州における類似業務の経験が豊富で、同地域で幅広い企業及び人的ネットワークを有していること。
- ③ 当該本邦研修の期間中に本業務を遂行可能なこと（他業務に従事していないこと）

※なお、類似の2019年1月24日公告「2019年度「ベトナム日本人材協力センター（VJCC）経営塾（第3期ハイフォン経営塾）本邦研修企画」に係る参加意思確認公募について」も応札・受注することについて、これを厭わない。

### （2）資格要件等

- ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
- ③ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
  - イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2019年1月24日（木）午前10時から 2019年1月30日（水）午後5時まで
	提出場所	RPE 国際協力事業ユニット（担当：森） Eメール eico-jtr@relo.jp
	提出書類	参加意思確認書、2 応募要件に求める実績等を証明する資料
	提出方法	Eメール
(2) 審査結果の通知	通知日	2019年2月1日（金）まで
	通知方法	Eメール

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) RPE は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による競争（質及びコストに基づく選定）を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (7) 予算の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

以 上

## 業務内容

### 1 研修コース概要

#### (1) 研修コース名

2019年度「ベトナム日本人材協力センター（VJCC）経営塾  
（第11期・12期経営塾グループ3）

#### (2) 研修実施の背景

ベトナム政府は、計画投資省企業開発庁や商工省を中心に中小企業・裾野産業開発政策の強化を進めており、安価な労働力を拠り所とする組立産業から、より高度で付加価値の高い作業構造への転換を図っているが、特に中小企業においては裾野産業を牽引する知識や経営管理技術のノウハウを有する人材の不足が大きな課題となっている。

ベトナム日本人材協カインスティテュート（VJCC）は日越両国政府の合意のもと、日本側は国際協力機構（JICA）、ベトナム側は外国貿易大学（FTU）が実施機関となり、2002年にハノイとホーチミンに設立され、ベトナムの市場経済化に寄与する人材育成を目的にビジネスコースを実施している。

VJCCが実施するビジネスコースの中でも、特に本邦研修を含む「経営塾」はベトナム国内での評価も高く、進出日系企業から信頼できる現地パートナーとしての期待が寄せられている。

#### (3) 研修の目的

##### 研修の目標：

日本企業への現場視察や日本人経営者との議論を通じて、経営塾で学んだ日本式経営に対する理解を深めるとともに、自社の業務改善や発展に向けたアクションプランを作成するためのヒントを得る。

##### 単元目標：

- ①日本企業への現場視察や経営者との意見交換を通じ、経営塾で学んだ日本式経営（経営理念・人材育成・生産管理・品質管理・安全管理・サプライチェーン・顧客満足・バリューチェーン等）に対する理解を深める。
- ②ベトナムで伸張が期待される産業領域や、ベトナムが抱える環境問題について視察し、自国の産業発展について考察する。
- ③日本の中小企業経営者とのビジネスネットワークを構築する。
- ④ベトナムでの経営塾での学びと本邦研修で得た知見を自社の業務改善や発展に活かすためのアクションプランを作成する。

#### (4) 研修期間（予定）

- ①全体研修期間： 2019年7月3日（水）開講～2019年7月12日（金）閉講
- ②委託期間： 上記期間の内、九州で実施する3日間（7月4日、5日、6日）

③研修日程（案）：

…委託部分

日次	日	時間	区分	研修テーマ	視察先/講師	宿泊
1	7/2(火)		来日			博多
2	7/3(水)	AM	導入	ブリーフィング		
		PM	導入	プログラムオリエンテーション		
3	7/4(木)	AM	講義	導入講義		
		PM				
4	7/5(金)	AM				
		PM				
5	7/6(土)	AM				
		PM	実習	経営塾セッション		
6	7/7(日)			自主研修		
7	7/8(月)			自主研修		
8	7/9(火)	AM	移動	博多→岡山→高松	新幹線	高松
		PM				
9	7/10(水)	AM				
		PM	実習	(仮称) 展示交流会&商談会	(案) 新輸出大国コンソーシアム四国地域ブロック会議ワーキンググループ	
10	7/11(木)	AM				北九州
		PM	移動	高松→岡山→小倉	新幹線	
11	7/12(金)		発表	研修総括	コースリーダー	
			発表	評価会		
				閉講式		
12	7/13(土)		離日			JICA九州

(5) 対象となる研修員

- ① 約30人
- ② 「経営塾」受講生（ハノイおよびホーチミン企業の経営者、経営幹部、管理職）FTU講師、VJCC職員）

(6) 使用言語： ベトナム語

2 業務の範囲及び内容

実施予定の本邦研修に関して、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2016年6月版）

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra\\_201606\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201606_guide.pdf) における以下実施業務を行う。

- ①来日日程・カリキュラムの具体化
- ②研修計画（含む見積り）の作成
- ③講師・面談者、見学、実習先、各種イベント（含むビジネス交流会）等の手配・管理
- ④講師・面談者、見学・実習先等からの資料取付・管理

- ⑤来日カリキュラム（講義、実習、視察・見学、面談、各種イベント（含むビジネス交流会）等）の実施・随行動管理

### 3 契約金額

JICAが定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

以上

2019年 月 日 様式

## 参加意思確認書

リロ・パナソニックエクセルインターナショナル株式会社  
代表取締役 沼田 克司 殿

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

「2019年度ベトナム日本人材協力センター（VJCC）経営塾（第11期・12期経営塾グループ3）本邦研修企画に係る参加意思確認公募について」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので、参加意思確認書を提出します。

記

### 1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

### 2 応募要件に関する記述

※公募に掲げる応募要件（基本的要件及び資格要件）を満たしている状況等について記載すること。特に、基本的要件にかかる類似業務の経験を5件まで記載。

※サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

### 3 付属書類

- ・登記簿謄本（写）
- ・財務諸表（直近1か年分）（写）
- ・納税証明書（その3の3）
- ・営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

以上